令和　　年　　月　　日

様式第７号(第６条第１号関係)

　　常総市長　　殿

誓約書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第６条第１号の規定により、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１　浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。

２　法第10条第１項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。

　　（１）保守点検

　　　分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式、脱窒ろ床接触ばつ気方式

　　　　処理対象人員が20人以下は年３回以上　　　　　　 □

　　　　処理対象人員が21人以上50人以下は年４回以上　　□

　　　上記以外の場合（大臣認定型など）　年　　回※以上　□

　　　　　※維持管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカー

もしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。

　　　　　　※多くの場合は年３回以上となっています。

　　（２）清掃

年１回以上

３　法第11条第１項の規定に基づき、毎年１回水質に関する検査を受検すること。

４　１、２及び３を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和　　年　　月　　日

記載例

様式第７号(第６条第１号関係)

　　常総市長　　殿

誓約書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第６条第１号の規定により、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１　浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。

２　法第10条第１項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。

　　（１）保守点検

　　　分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式、脱窒ろ床接触ばつ気方式

　　　　処理対象人員が20人以下は年３回以上　　　　　　 □

　　　　処理対象人員が21人以上50人以下は年４回以上　　□

　　　上記以外の場合（大臣認定型など）　年 ３ 回※以上　□

　　　　　※維持管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカー

もしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。

　　　　　　※多くの場合は年３回以上となっています。

　　（２）清掃

年１回以上

３　法第11条第１項の規定に基づき、毎年１回水質に関する検査を受検すること。

４　１、２及び３を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　水戸市笠原町978-6

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　029-301-1111

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　茨城　太郎